

# 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の 数量単価の改定について

---

令和元年12月  
農林水産省

# 1. 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の概要

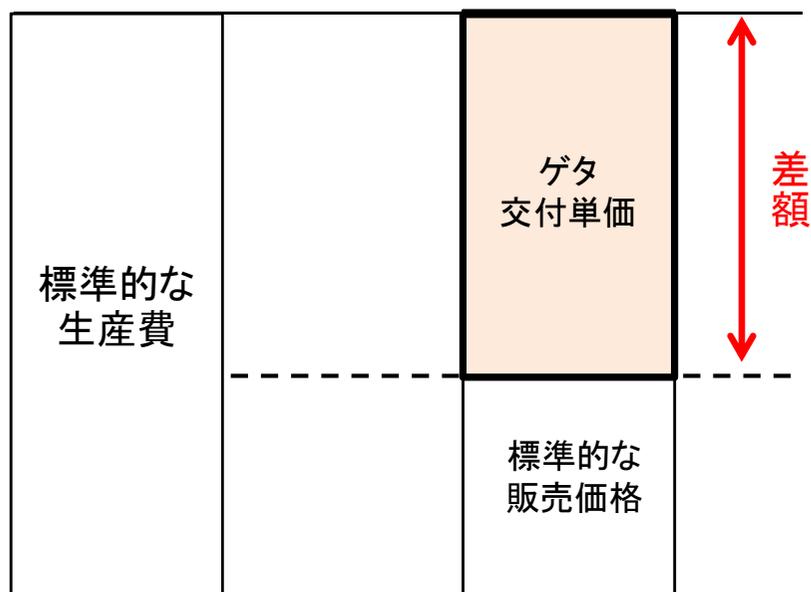
○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下、担い手経営安定法という。)に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)を実施。

交付対象農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

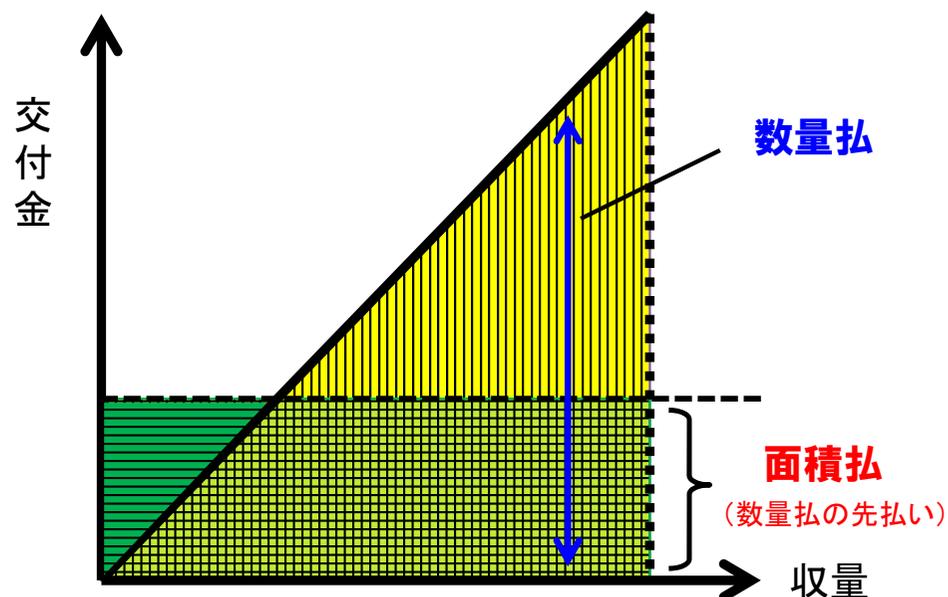
交付対象農産物：麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

支払方法：数量払を基本とし、数量払の先払いとして面積払を支払う

【交付単価のイメージ】



【数量払と面積払との関係】



## 2. 数量単価の算定方法

- 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の数量単価(以下、交付単価という。)については、下の算定式により、統計データ等に基づき透明性を確保しつつ機械的に算定。

### 【平均交付単価の算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{\text{10a当たり生産費(直近3年平均)}}{\text{単収(平均単収(直近7中5平均))}} - \text{販売価格(直近5中3平均)}$$

- TPP11や日米貿易協定の発効に伴い生じうる影響を考慮し、麦・てん菜について、交付単価に加算措置を講じる(日米貿易協定が発効した場合)。

【総合的なTPP等関連政策大綱(2017年11月24日 TPP等総合対策本部決定)】(抜粋)

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

- 消費税率の改定に伴う消費税負担を踏まえ、消費税率の引き上げによって影響を受ける生産費の費目に係る負担を考慮し、単価算定を行う。

※ 交付単価は、消費税率の改定(8%→10%)に伴い、免税事業者等において生じる生産コストの増加分を加算した額を全ての交付対象者に適用しているもので、消費税の課税事業者に対する交付金交付のあり方については検討していく。

### 3. 令和2年産からのゲタ対策の交付単価(案)

	H19~22	H23~25	H26~28	H29~31 (R元)		R2~4	うちTPP・日米 協定対応	うち消費税率 改定対応
				H29~30	R元			
小麦 (円/60kg)	6,250 -	6,360 (+110)	6,320 (▲ 40)	6,890 (+570)	6,960 (+70)	6,710 (▲ 250)	210 (+160)	120 (+100)
二条大麦 (円/50kg)	4,450 -	5,330 (+880)	5,130 (▲ 200)	5,460 (+330)	5,500 (+40)	6,780 (+1,280)	80 (+50)	110 (+100)
六条大麦 (円/50kg)	4,350 -	5,510 (+1,160)	5,490 (▲ 20)	5,690 (+200)	5,730 (+40)	5,660 (▲ 70)	80 (+50)	100 (+90)
はだか麦 (円/60kg)	6,430 -	7,620 (+1,190)	7,380 (▲ 240)	8,190 (+810)	8,240 (+50)	9,560 (+1,320)	90 (+50)	150 (+140)
大豆 (円/60kg)	8,540 -	11,310 (+2,770)	11,660 (+350)	9,040 (▲2,620)	9,120 (+80)	9,930 (+810)	- -	210 (+130)
てん菜 (円/1t)	7,170 -	6,410 (▲ 760)	7,260 (+850)	7,180 (▲80)	7,450 (+270)	6,840 (▲ 610)	290 (+80)	220 (+160)
	【17.1度】	【17.1度】	【16.3度】	【16.3度】	【16.3度】	【16.6度】	-	-
でん粉 原料用 ばれいしょ (円/1t)	12,160 -	11,600 (▲ 560)	12,840 (+1,240)	11,610 (▲1,230)	11,670 (+60)	13,560 (+1,890)	- -	270 (+210)
	【17.4%】	【18.0%】	【19.5%】	【19.5%】	【19.5%】	【19.7%】	-	-
そば (円/45kg)	- -	15,200 -	13,030 (▲ 2,170)	16,840 (+3,810)	16,960 (+120)	13,170 (▲ 3,790)	- -	310 (+190)
なたね (円/60kg)	- -	8,470 -	9,640 (+1,170)	9,920 (+280)	9,930 (+10)	8,000 (▲ 1,930)	- -	150 (+140)

注1: ( )内は前回の交付単価との差額。

2: てん菜とでん粉原料用ばれいしょの【 】は、それぞれ基準糖度と基準でん粉含有率。

3: H19~22は品目横断的経営安定対策時の交付単価であり、現行単価と比較するため、固定払と成績払(全国平均)の合計値とした。

## 4. 品質区分別交付単価(案)

○ ゲタ対策の対象農産物については、地域間・農業者間の品質格差があるため、平均交付単価を基準として、品質に応じた品質区分別単価を設定。

### ① 小麦

- ・ 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・ A～Dランクはたんぱく質の含有率等の違いで区分
- ・ パン・中華麺用品種はそれ以外の品種よりも生産費が高いため、2,300円/60kg高い単価を設定

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用品種	8,810円	8,310円	8,160円	8,100円	7,650円	7,150円	7,000円	6,940円
パン・中華麺用品種以外	6,510円	6,010円	5,860円	5,800円	5,350円	4,850円	4,700円	4,640円

注1) 農業者ごとの数量払交付額の算定(面積払の控除)に当たっては、春まき小麦と秋まき小麦を分けて行う。

2) パン・中華麺用品種「ゆめちから」については、たんぱく許容値の上限を18.0%(現行15.5%)とする。

### ② 大麦・はだか麦

- ・ 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・ A～Dランクは白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	6,840円	6,420円	6,300円	6,250円	5,980円	5,560円	5,430円	5,380円
六条大麦 (50kg当たり)	5,970円	5,550円	5,420円	5,370円	4,940円	4,520円	4,400円	4,350円
はだか麦 (60kg当たり)	9,980円	9,480円	9,330円	9,240円	8,410円	7,910円	7,760円	7,680円

### ③ 大豆

- ・ 等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・ 特定加工用は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

(円/60kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等
普通大豆	10,830円	10,140円	9,460円
特定加工用大豆	8,780円		

### ④ てん菜

- ・ 糖度に対応した単価で区分

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.6度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	+62円	6,840円	▲62円

### ⑥ そば

- ・ 等級は容積重の違いや被害粒の割合で区分

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等
そば	13,800円	11,690円

### ⑤ でん粉原料用ばれいしょ

- ・ でん粉含有率に対応した単価で区分

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%ごと)	19.7%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	+64円	13,560円	▲64円

### ⑦ なたね

- ・ エルシン酸を含まず油分含有率の高い4品種とその他の品種で区分

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河※	その他の品種
なたね	8,020円	7,280円

※今回追加した品種

# (参考1) 交付単価の算定の詳細

## ① 小麦

①10a当たりの生産費(全算入生産費・H28～30年産の3年平均)	(円/10a)	62,314
②単収(30年平均収量(H23～29年産の7中5平均))	(kg/10a)	399
③60kg当たりの生産費(①/②×60)	(円/60kg)	9,371
④60kg当たりの販売価格(H26～30年産の5中3平均)	//	2,989
⑤TPP11・日米貿易協定対応	//	210
⑥消費税率改定対応	//	120
⑦平均交付単価(③-④+⑤+⑥)	//	6,710

## ② 二条大麦

①10a当たりの生産費(全算入生産費・H28～30年産の3年平均)	(円/10a)	54,119
②単収(30年平均収量(H23～29年産の7中5平均))	(kg/10a)	301
③50kg当たりの生産費(①/②×50)	(円/50kg)	8,990
④50kg当たりの販売価格(H26～30年産の5中3平均)	//	2,400
⑤TPP11・日米貿易協定対応	//	80
⑥消費税率改定対応	//	110
⑦平均交付単価(③-④+⑤+⑥)	//	6,780

## ③ 六条大麦

①10a当たりの生産費(全算入生産費・H28～30年産の3年平均)	(円/10a)	44,743
②単収(30年平均収量(H23～29年産の7中5平均))	(kg/10a)	285
③50kg当たりの生産費(①/②×50)	(円/50kg)	7,850
④50kg当たりの販売価格(H26～30年産の5中3平均)	//	2,367
⑤TPP11・日米貿易協定対応	//	80
⑥消費税率改定対応	//	100
⑦平均交付単価(③-④+⑤+⑥)	//	5,660

## ④ はだか麦

①10a当たりの生産費(全算入生産費・H28～30年産の3年平均)	(円/10a)	51,530
②単収(30年平均収量(H23～29年産の7中5平均))	(kg/10a)	252
③60kg当たりの生産費(①/②×60)	(円/60kg)	12,269
④60kg当たりの販売価格(H26～30年産の5中3平均)	//	2,946
⑤TPP11・日米貿易協定対応	//	90
⑥消費税率改定対応	//	150
⑦平均交付単価(③-④+⑤+⑥)	//	9,560

## ⑤ 大豆

①10a当たりの生産費(全算入生産費・H28～30年産の3年平均)	(円/10a)	63,752
②単収(H24～30年の7中5平均)	(kg/10a)	191
③60kg当たりの生産費(①/②×60)	(円/60kg)	20,027
④60kg当たりの販売価格(H26～30年産の5中3平均)	〃	10,311
⑤消費税率改定対応	〃	210
⑥平均交付単価(③-④+⑤)	〃	9,930

## ⑦ でん粉原料用ばれいしょ

①10a当たり生産費(全算入生産費・H28～30年産の3年平均)	(円/10a)	89,256
②単収(H24～30年の7中5平均)	(kg/10a)	4,092
③1トン当たり生産費(①/②×1,000)	(円/トン)	21,812
④1トン当たり販売価格(H26～30年産の5中3平均)	〃	8,526
⑤消費税率改定対応	〃	270
⑥平均交付単価(③-④+⑤)	〃	13,560

## ⑨ なたね

①10a当たりの生産費(全算入生産費・H28～30年産の3年平均)	(円/10a)	49,992
②単収(H24～30年の7中5平均)	(kg/10a)	217
③60kg当たりの生産費(①/②×60)	(円/60kg)	13,823
④60kg当たりの販売価格(H26～30年産の5中3平均)	〃	5,973
⑤消費税率改定対応	〃	150
⑥平均交付単価(③-④+⑤)	〃	8,000

## ⑥ てん菜

①10a当たり生産費(全算入生産費・H28～30年産の3年平均)	(円/10a)	108,509
②単収(30年平均収量(H23～29年産の7中5平均))	(kg/10a)	6,200
③1トン当たり生産費(①/②×1,000)	(円/トン)	17,501
④1トン当たり販売価格(H26～30年産の5中3平均)	〃	11,168
⑤TPP11対応	〃	290
⑥消費税率改定対応	〃	220
⑦平均交付単価(③-④+⑤+⑥)	〃	6,840

## ⑧ そば

①10a当たりの生産費(全算入生産費・H28～30年産の3年平均)	(円/10a)	35,603
②単収(30年平均収量(H23～29年産の7中5平均))	(kg/10a)	56
③45kg当たりの生産費(①/②×45)	(円/45kg)	28,610
④45kg当たりの販売価格(H26～30年産の5中3平均)	〃	15,750
⑤消費税率改定対応	〃	310
⑥平均交付単価(③-④+⑤)	〃	13,170

# (参考2) TPP11及び日米貿易協定の発効に伴う麦、てん菜への対応(日米貿易協定が発効した場合)

○ 令和2年～4年産の麦及びてん菜については、TPP11及び日米貿易協定の発効に伴い販売価格への影響が生じるおそれ。

〔 麦 : マークアップ引下げにより輸入麦価格が低下する懸念(日米貿易協定はTPPと同内容。発効時から、TPP11締約国と同じ税率を適用)  
 てん菜: 改正糖価調整法の施行に伴い、輸入砂糖価格が低下し、国内の砂糖価格が低下する懸念(日米貿易協定による影響はない) 〕

○ このため、麦及びてん菜に係る交付単価について、TPP11及び日米貿易協定の発効に伴い生じうる影響への対応を行う。

〔 例えば、小麦について、改定単価の適用期間(R2～4)は、TPP発効3～5年目に当たることを踏まえ、平均の4年分のマークアップ削減分を交付単価に加算。 〕

## 【麦】

・ 米、カナダ、豪州から輸入される麦について、マークアップが9年間で45%引下げられる。

・ マークアップの引下げによる国内産麦価格への影響分を交付単価に加算。

(米加豪からの小麦の輸入)

輸入割合	99%
マークアップ削減額	1年で52円/60kg

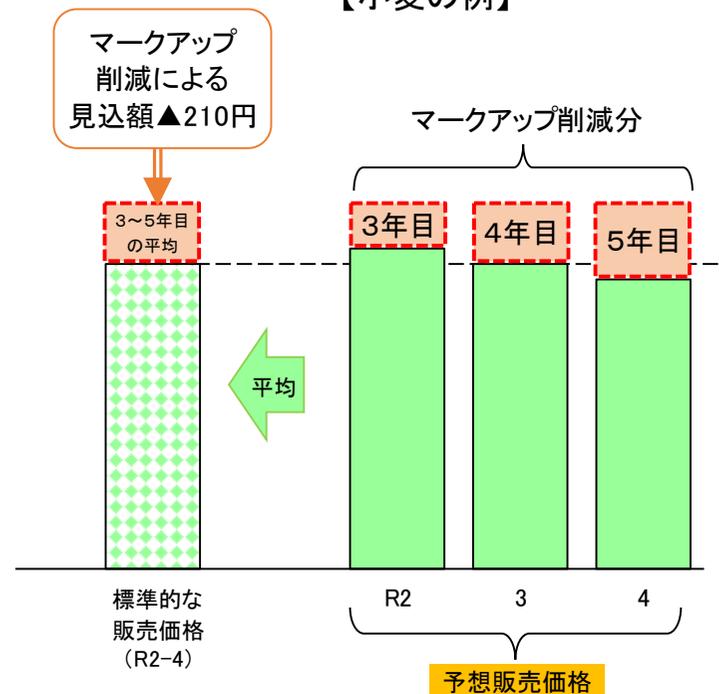
小麦の 交付単価 (円/60kg)	うちTPP・ 日米対応
	6,710円
	210円

## 【てん菜】

・ 改正糖価調整法の施行に伴う国内砂糖価格への影響分を交付単価に加算。

交付単価 (円/t)	うちTPP対応
	6,840円
	290円

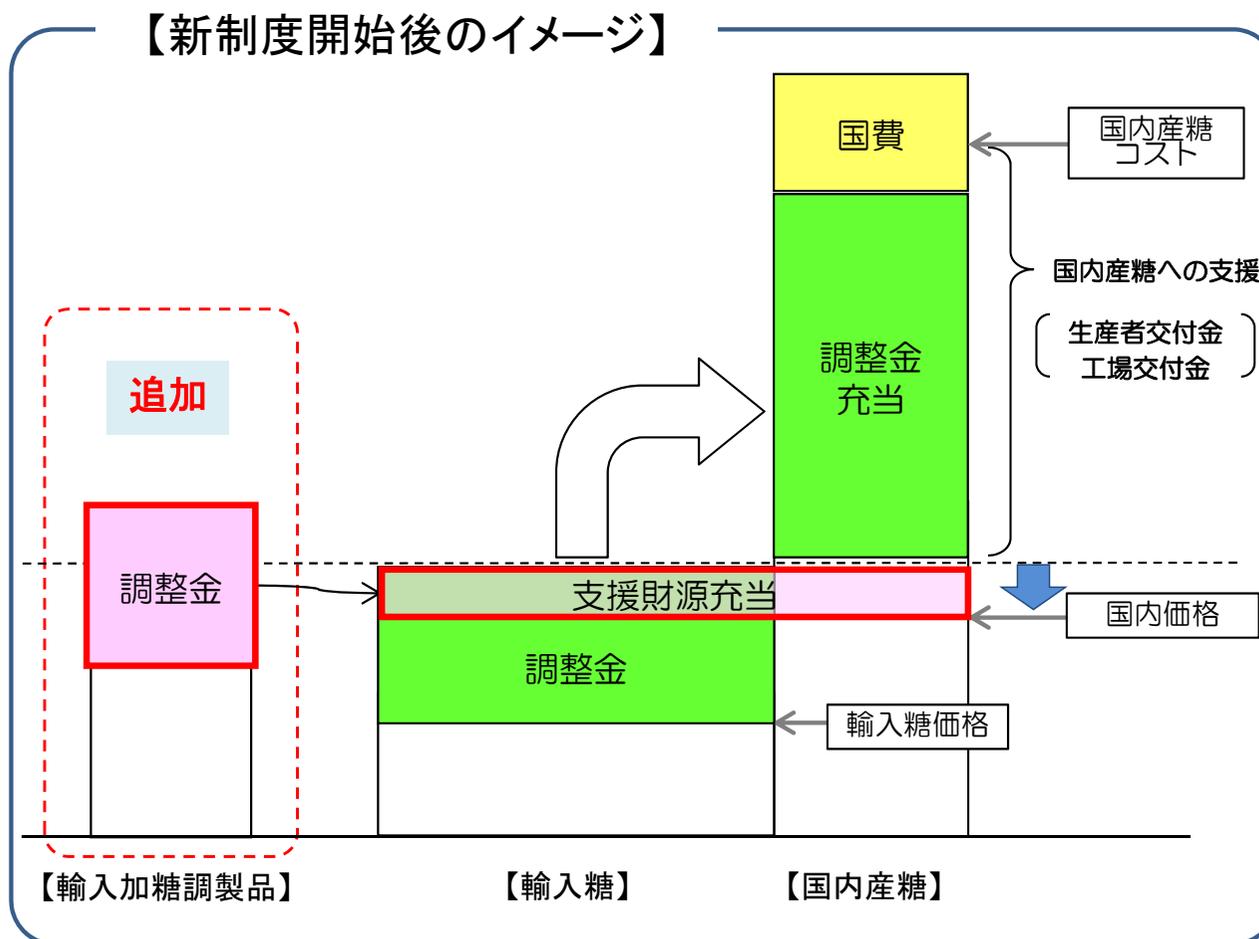
## 【小麦の例】



○ 総合的なTPP等関連政策大綱(2017年11月24日 TPP等総合対策本部決定)(抜粋)  
 マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

# (参考3) 加糖調製品の調整金徴収制度

- 平成30年12月30日 (TPP11協定の発効日) から施行された改正糖価調整法に基づき、加糖調製品からの調整金の徴収がスタート。これを砂糖の国内支援に充当すること等を通じて国産の砂糖の競争力を強化。これにより、国際糖価が低下傾向であることとも相まって、砂糖の売戻価格も徐々に低下。

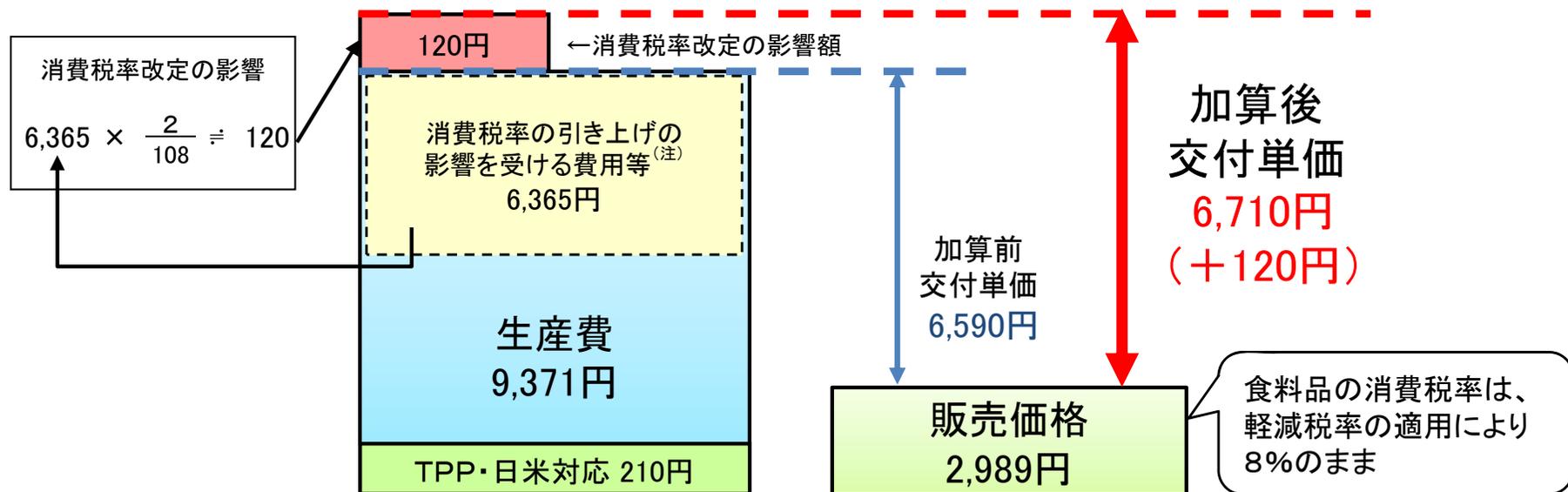


## (参考4) 消費税率改定に伴う交付単価への対応

- ゲタ対策については、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額に相当する額を交付単価としている。
- 一方で、R2～4年度の「標準的な生産費」を算定するH28～30年の統計データは、消費税率改定前(8%)の生産費であるため、R2年産以降に発生しうる消費税負担分を交付単価に加算。

前回の期中改定では、10月1日以降に消費税率の改定の影響を受ける一部の費目のみについて、消費税負担分を考慮したが、R2～4年度の交付単価では、消費税率の引き上げによって影響を受ける全ての費目(消費税の影響を受けない一部の費目を除く。)について、消費税負担分を考慮して、単価算定を行う。

<令和2～4年度の交付単価における消費税率改定の影響と交付単価の関係(例:小麦)>



(注) 生産費のうち、消費税率の改定の影響を受ける費目は、  
 種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、諸材料費、賃借料及び料金、建物費、自動車費、農機具費、生産管理費、副産物価額

※ 交付単価は、消費税率の改定(8%→10%)に伴い令和元年10月1日以降に免税事業者等において生じる生産コストの増加分を加算した額を全ての交付対象者に適用しているもので、消費税の課税事業者に対する交付金交付のあり方については検討していく。

# (参考5) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(抄)

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

**第3条** 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産条件不利補正対象農産物を生産する対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金

二 当該年度において対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2 前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物の種類別の面積当たりの単価(以下「面積単価」という。)に、その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物の種類別の作付面積として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

3 面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補正対策対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額から、

調整額(同項第一号の交付金の金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定した金額をいう。以下同じ。)を控除して得た金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに生産条件不利補正対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価若しくは数量単価(以下「面積単価等」という。)を定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正するに当たっては、第一項各号の交付金の交付により生産条件不利補正対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と生産条件不利補正対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。

7 農林水産大臣は、面積単価等を定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

8 農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。